

要綱（骨子）

日本国外において日本国民に対し一ないし六に掲げる罪を犯した者に刑法を適用するものとする。

- 一 強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、これらの未遂並びに強制わいせつ等致死傷
- 二 殺人及びその未遂
- 三 傷害及び傷害致死
- 四 逮捕及び監禁並びに逮捕等致死傷
- 五 未成年人者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等並びにこれらの未遂
- 六 強盗、事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死並びにこれらの未遂